

東京電力福島第一原子力発電所の爆発に係る対応等について

1 福島第一原子力発電所(福島県双葉郡大熊町及び双葉町, 県境から約80km)

① 1号機

【12日】

15:36 原子炉建屋が爆発

18:25 首相指示により, 避難区域を半径10kmから20kmに拡大

20:41 格納容器は破損していないことを確認(枝野官房長官発言)

② 3号機

【14日】

11:00頃 原子炉建屋が爆発

11:15 東京電力は格納容器は健全と発表

③ その他

- ・福島第一原子力発電所の2号機、及び
福島第二原子力発電所(福島県双葉郡楢葉町及び富岡町, 県境から約70km)の
1, 2, 4号機 の計4原子力発電所も、首相が原子力緊急事態を宣言

2 本県の対応

- 環境放射線の監視体制を強化(1号機爆発後)・・・平常値であることを確認
 - ・ 東海地区の固定放射線測定局の値を継続監視
 - ・ 北茨城市役所に、可搬型モニタリングポストを設置し、測定開始
 - ・ さらに、大子工務所、小山ダムに可搬型モニタリングポストを設置中
 - ・ モニタリングカーにより、北茨城市から大子町にかけて測定

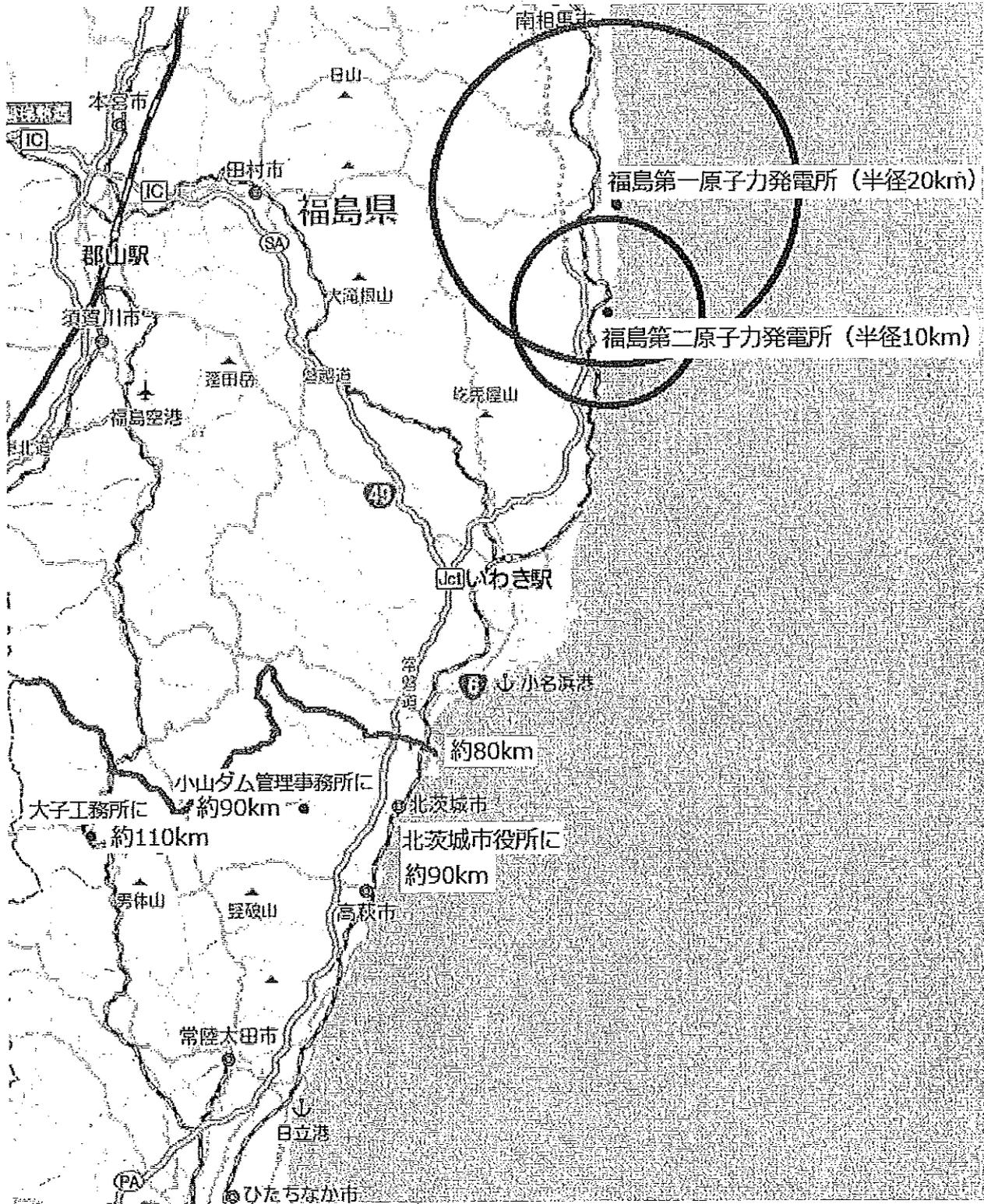
3 国からの要請

- 福島第一原子力発電所及び同第二原子力発電所事故による避難住民、約15,000人を本県に受け入れて欲しい旨の要請があり、受け入れる旨を回答(3/13)
- 国及び福島県において調整中(国及び福島県から具体的な要請なし)

< 参 考 >

- 原電 東海第二発電所の状況
 - ・ 14時48分(地震発生時), 自動停止
 - ・ その後、原子炉冷却を実施中 (3/14 商用電源が復帰)

可搬型モニタリングポスト設置場所



沸騰水型炉 (BWR) 原子力発電のしくみ

